

# 四 半 期 報 告 書

(第56期第1四半期)



東洋シャッター株式会社

E 0 1 4 1 5

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

東洋シヤッター株式会社

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	13
3 【役員の状況】 .....	13
第5 【経理の状況】 .....	14
1 【四半期連結財務諸表】 .....	15
2 【その他】 .....	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	25

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成22年8月10日

**【四半期会計期間】** 第56期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

**【会社名】** 東洋シャッター株式会社

**【英訳名】** TOYO SHUTTER CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 岡田 敏 夫

**【本店の所在の場所】** 大阪府中央区南船場二丁目3番2号

**【電話番号】** 06(4705)2110(代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員経営企画統括部長 丸 山 明 雄

**【最寄りの連絡場所】** 大阪府中央区南船場二丁目3番2号

**【電話番号】** 06(4705)2110(代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員経営企画統括部長 丸 山 明 雄

**【縦覧に供する場所】** 東洋シャッター株式会社東京支店  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号  
(日本橋Kビル)

東洋シャッター株式会社名古屋支店  
名古屋市中川区北江町二丁目12番地

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第55期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第56期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第55期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (千円)	4,050,907	3,227,285	15,953,195
経常損失(△) (千円)	△287,041	△241,349	△720,914
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△187,191	△860,206	△896,320
純資産額 (千円)	6,168,086	4,598,754	5,458,587
総資産額 (千円)	15,755,288	14,758,484	15,057,179
1株当たり純資産額 (円)	1,002.71	698.40	865.23
1株当たり四半期 (当期)純損失金額(△) (円)	△36.32	△166.94	△173.92
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	39.15	31.16	36.25
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△26,143	△12,471	195,361
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△405	5,000	△86,298
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△195,047	△33,209	△299,605
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	620,861	611,236	651,916
従業員数 (名)	665	563	557

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	563 (94)
---------	----------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	544 (93)
---------	----------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは単一の報告セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、以下に製品別の生産、受注及び販売の状況を示しております。

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における製品別の生産実績は、次のとおりであります。

品名	数量	前年同四半期比 (%)
軽量シャッター	40,690 m <sup>2</sup>	106.0
重量シャッター	29,370 m <sup>2</sup>	128.5
シャッター関連	3,396 m <sup>2</sup>	88.5
シャッター計	73,457 m <sup>2</sup>	112.8

(注) ドア・サッシ、金物については数量表示が困難なため、表示しておりません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における製品別の受注実績は、次のとおりであります。

品名	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
軽量シャッター	635,382	105.6	336,383	102.0
重量シャッター	2,097,669	99.2	3,044,154	112.4
シャッター関連	303,073	122.5	141,567	112.0
シャッター計	3,036,124	102.4	3,522,104	111.3
スチールドア	727,219	84.5	1,620,819	100.0
建材他	178,861	59.7	90,417	48.4
合計	3,942,204	95.6	5,233,340	105.2

(注) 上記の金額には消費税等は、含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における製品別の販売実績は、次のとおりであります。

品名	金額(千円)	前年同四半期比 (%)
軽量シャッター	579,056	100.4
重量シャッター	1,759,675	82.5
シャッター関連	245,216	92.8
シャッター計	2,583,947	86.9
スチールドア	513,317	58.1
建材他	130,021	67.4
合計	3,227,285	79.7

(注) 上記の金額には消費税等は、含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。

また、平成22年6月22日提出の有価証券報告書に記載いたしました「事業等のリスク」に下記のリスクを追加いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

### 10 資金調達に関するリスク

当社グループの資金需要は短期的には営業取引が主であり、長期的には設備投資需要に係るものが主であります。

これらの必要資金のうち、自己資金以外については金融機関からの借入金により調達しておりますが、将来において大幅な金利上昇が生じた場合、金利が固定化されていないものについては、資金調達コスト等が増加することにより、当社グループの経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

借入金の返済については、継続的かつ安定的に返済を行うことにより、有利子負債全体の圧縮を図り、財務体質の基盤強化を目指しておりますが、将来における当社グループの経営成績や財務状況の変化により、有利子負債の圧縮が遅延あるいは停滞し、逆に増加する場合があります。

また、当社グループの取引金融機関との金銭消費貸借契約においては、財務制限条項が付されている契約があります。その条項は2点あり、①連結貸借対照表の純資産の部における純資産の残高（優先株式による資本金額は除く。）の維持に関する事項、②連結損益計算書における経常損益に関する事項であります。当社グループの経営成績や財務状況が変化したことにより当該条項に抵触した場合には、契約における期限の利益喪失請求が行われる可能性があります。

なお、当社は、当第1四半期連結会計期間において、シャッター等の販売及び受注に関し、公正取引委員会より独占禁止法第3条に違反するものとして排除措置命令2件を受け、同時に当該命令2件に係る課徴金納付命令（総額6億8千万円）を受理いたしました。

排除措置命令につきましては、当社と公正取引委員会との解釈に看過できない相違点があり、これについては、今後の審判手続において、当社の意見や考え方を明らかにし、公正な判断を求めていくこととしております。

その一方で、課徴金納付命令については、保守的見地から同額を訴訟損失引当金として計上することによりいたしました。これが大きく業績に影響したことにより、当第1四半期連結会計期間における四半期純損失は860,206千円となり、優先株式による資本金額を除く純資産は前連結会計年度末に比べて19.3%減少の3,598,754千円となりました。このため、上記記載の財務制限条項のうち、①連結貸借対照表の純資産の部における純資産の残高（優先株式による資本金額は除く。）の維持に関する事項について抵触するリスクが強まっております。

当社といたしましては、平素より取引金融機関と連絡を密に取り合っておりますが、かかる状況のなか、さらに事業を安定的継続的に進めていくための支援体制を継続いただけるよう交渉を進めております。この結果、当四半期報告書提出日現在、金銭消費貸借契約等における期限の利益喪失に関する事項について請求されておらず、手形の割引枠に関して維持できております。従って、当社と取引金融機関とは良好な取引関係にあり、資金調達面においても順調かつ円滑に運営されていると判断しております。

今後の取組みとしては、業績の回復が最優先課題ではありますが、あわせて取引金融機関とのコミュニケーションをより深めることにより、引き続き安定した取引関係が維持できるものと考えております。



従いまして、当社グループとして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する事項」の記載はしていません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。また、当社グループは、単一の報告セグメントであり、当事業内容に関して記載しております。

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善を起点に景気が緩やかに持ち直し、自律的な回復基盤が整いつつあるとされました。その一方、設備投資においては企業収益の回復が弱含みのなか、依然として慎重な動きがあり、低調に推移しました。

当シャッター業界におきましても、建設関連投資の減少を背景に、建設業界での受注競争は一段と激化し、極めて厳しい状況のなかにあります。

このような状況下、当社グループはお客様の視線に立った積極的な営業活動による受注確保に取り組んできましたが、設備需要抑制や縮小の影響もあり、売上高は前年同四半期比20.3%減の3,227,285千円になりました。

利益面におきましては、一時帰休の実施を継続するなど、製造原価の圧縮や諸経費の削減に努めましたが、売上高の減少を吸収するまでには至りませんでした。この結果、営業損失は206,664千円（前年同四半期比49,704千円減）、経常損失は241,349千円（前年同四半期比45,691千円減）となり、四半期純損失では公正取引委員会からの課徴金相当額を特別損失に計上したことも加わり、860,206千円（前年同四半期比673,014千円増）となりました。

#### (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて298,694千円減少し、14,758,484千円となりました。

流動資産では前連結会計年度末比236,540千円減の6,363,470千円となり、固定資産では前連結会計年度末比62,154千円減少の8,395,013千円となりました。

流動負債では前連結会計年度末比670,733千円増の8,967,310千円となり、固定負債で前連結会計年度末比109,595千円減少の1,192,419千円となりました。

純資産では前連結会計年度末比859,833千円減少の4,598,754千円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間において、資本の財源及び資金の流動性に係る課題はありません。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期に比べ9,625千円減の611,236千円となりました。その主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、前年同四半期13,672千円減の12,471千円となりました。

これは主に四半期純損失の影響や訴訟損失引当金の計上などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、前年同四半期5,406千円増の5,000千円となりました。

これは主に土地売却による収入や貸付金の回収による収入などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同四半期161,838千円減の33,209千円となりました。

これは短期借入金の借入による収入もありますが、長期借入金の返済などによるものです。

(4) 事業上及び財務上対処すべき問題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、41,274千円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,748,000
優先株式	3,000,000
計	20,748,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,187,123	5,187,123	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
第1回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株 予約権付社債券等 であります。)	2,000,000	2,000,000	—	単元株式数は100株であります。 (注)1～4
計	7,187,123	7,187,123	—	—

(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
  - ① 修正の基準：東京証券取引所の終値(30取引日平均)
  - ② 修正の頻度：毎年4月1日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
  - ① 取得価額の下限 1,148円
  - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
871,080株(平成22年6月22日現在における第1回優先株式の発行済株式総数2,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の16.79%)
- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
  - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 3 当社は普通株式のほか、優先株式について定款に定めており、財務体質の強化を図ることを目的とし優先株式を発行しております。第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### ① 優先配当金の計算

優先株式1株当たりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額(500円)に、それぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR(6ヶ月物)(以下「配当年率」という。)を乗じて算出した額とし、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金10円を超える場合は10円とする。配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

・「年率修正日」は平成15年3月27日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業

日を年率修正日とする。

- ・「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各年率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、全国銀行協会より午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円LIBOR(6ヶ月物)として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

- ② 優先中間配当金の額  
各営業年度における優先配当金の2分の1の額とする。
  - ③ 非累積条項  
ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
  - ④ 参加条項  
優先株主に対しては、優先配当金のほか、普通株主に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また中間配当を行うときは、優先株主に対し、優先中間配当金のほか、普通株主に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
当社の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株1株につき500円を支払う。  
優先株主に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
  - (3) 議決権  
優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
  - (4) 株式の併合または分割  
当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式及び優先株式のそれぞれについて、同時に同一割合でこれを行う。
  - (5) 新株予約権等  
当社は、株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権または新株予約権を、優先株主には優先株式の新株引受権または新株予約権をそれぞれ同時に同一割合で与えることによりこれを行う。
  - (6) 消却  
当社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
  - (7) 普通株式への転換
    - ① 転換を請求し得べき期間(以下「転換請求期間」という。)  
平成19年4月1日(日)から平成40年3月31日(金)まで
    - ② 転換の条件  
優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。
      - (イ)当初転換価額  
転換請求期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)
      - (ロ)転換価額の修正  
転換価額は、平成20年4月1日から平成39年4月1日まで、毎年4月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「下限転換価額」といい、下記(ハ)により転換価額と同様に調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
      - (ハ)転換価額の調整
        - a 優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{1}$$

- i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。なお、処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に参入される。
- ii 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。なお、引用する旧商法の条項は平成15年3月10日時点のものとし、以下も同様とする。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の発行日に、発行される証券(権利)の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。また、以降の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて転換価額調整式における既発行の普通株式数に参入される(下記iiiも同様とする。)
- iii 普通株式に転換することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価格決定日に残存する証券(権利)の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。
- b 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少、株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- c 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。
- e 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
  - i 上記a.iの時価を下回る払込金額(または処分価額)をもって普通株式を発行(または自己株式を処分)する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
  - ii 上記a.iiの時価を下回る価額をもって普通株式に転換または上記a.iiで定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)
  - iii 上記a.iiiの場合は、価額決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)
- f 転換価額の調整があった場合、以下の算式で算出される調整後当初転換価額を当初転換価額とみなす。

$$\text{調整後当初転換価額} = \text{当初転換価額} \times \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後当初転換価額の算出に当たっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

③ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等が行われた場合には、優先株式の発行価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。

(8) 普通株式への一斉転換(強制転換)

転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式については、同期間の末日の翌日をもって、優先株式1株に対し、普通株式1株に転換される。

※上記(7) 普通株式への転換 ② 転換の条件 (ロ) 転換価額の修正に係る修正後転換価額は、1,148円であり  
ます。また、優先株式の転換により発行された株式はありません。

4 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日	—	7,187,123	—	1,838,213	—	—

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 34,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,090,700	50,907	同上、(注) 2
単元未満株式	普通株式 62,423	—	同上、(注) 3
発行済株式総数	7,187,123	—	—
総株主の議決権	—	50,907	—

(注) 1 無議決権株式は第1回優先株式であります。詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式84株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東洋シャッター株式会社	大阪市中央区南船場 二丁目3番2号	34,000	—	34,000	0.66
計	—	34,000	—	34,000	0.66

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	550	534	485
最低(円)	517	472	435

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

第1回優先株式

当社第1回優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、栄監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	611,236	651,916
受取手形及び売掛金	3,254,772	3,960,326
仕掛品	928,984	813,707
原材料及び貯蔵品	595,533	499,273
繰延税金資産	87,468	88,573
その他	932,012	639,046
貸倒引当金	△46,537	△52,832
流動資産合計	6,363,470	6,600,011
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 3,184,772	※1 3,230,506
土地	4,143,141	4,147,461
その他（純額）	※1 610,298	※1 600,170
有形固定資産合計	7,938,212	7,978,139
無形固定資産	78,658	71,873
投資その他の資産		
投資有価証券	22,484	21,709
その他	399,178	417,122
貸倒引当金	△43,520	△31,677
投資その他の資産合計	378,142	407,154
固定資産合計	8,395,013	8,457,167
資産合計	14,758,484	15,057,179

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,960,143	2,937,173
短期借入金	※2 3,800,000	※2 3,700,000
1年内返済予定の長期借入金	532,000	532,000
リース債務	65,066	55,126
未払金	336,216	391,615
未払法人税等	33,707	73,630
賞与引当金	13,661	136,639
工事損失引当金	106,191	103,945
訴訟損失引当金	※3 680,000	—
その他	440,323	366,445
流動負債合計	8,967,310	8,296,576
固定負債		
長期借入金	903,000	1,036,000
リース債務	151,229	125,964
長期未払金	19,471	19,471
繰延税金負債	81,036	82,240
退職給付引当金	37,682	38,338
固定負債合計	1,192,419	1,302,015
負債合計	10,159,729	9,598,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,838,213	1,838,213
資本剰余金	0	0
利益剰余金	2,796,131	3,656,337
自己株式	△37,207	△37,120
株主資本合計	4,597,137	5,457,431
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,616	1,156
評価・換算差額等合計	1,616	1,156
純資産合計	4,598,754	5,458,587
負債純資産合計	14,758,484	15,057,179

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	4,050,907	3,227,285
売上原価	3,247,535	2,514,287
売上総利益	803,372	712,998
販売費及び一般管理費	※1 1,059,740	※1 919,662
営業損失(△)	△256,368	△206,664
営業外収益		
受取補償金	—	772
その他	3,720	3,825
営業外収益合計	3,720	4,597
営業外費用		
支払利息	23,511	20,269
シンジケートローン手数料	7,012	8,164
その他	3,868	10,849
営業外費用合計	34,392	39,282
経常損失(△)	△287,041	△241,349
特別利益		
土地売却益	—	15,680
賞与引当金戻入額	—	53,774
その他	—	6,954
特別利益合計	—	76,408
特別損失		
工事契約会計基準の適用に伴う影響額	※2 1,221	—
訴訟損失引当金繰入額	—	※3 680,000
特別損失合計	1,221	680,000
税金等調整前四半期純損失(△)	△288,263	△844,940
法人税、住民税及び事業税	15,871	15,679
法人税等調整額	△116,943	△414
法人税等合計	△101,072	15,265
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△860,206
四半期純損失(△)	△187,191	△860,206

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失(△)	△288,263	△844,940
減価償却費	102,137	94,039
貸倒引当金の増減額(△は減少)	10,806	5,548
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△999	△656
前払年金費用の増減額(△は増加)	—	14,181
賞与引当金の増減額(△は減少)	△142,671	△122,977
工事損失引当金の増減額(△は減少)	38,532	2,246
訴訟損失引当金の増減額(△は減少)	—	680,000
土地売却損益(△は益)	—	△15,680
受取利息及び受取配当金	△586	△317
支払利息	23,511	20,269
無形固定資産除却損	318	—
固定資産除却損	—	257
売上債権の増減額(△は増加)	772,354	693,696
たな卸資産の増減額(△は増加)	703,362	△211,536
仕入債務の増減額(△は減少)	△801,827	22,969
前受金の増減額(△は減少)	△347,917	52,085
前払費用の増減額(△は増加)	△101,946	△34,804
その他	93,906	△288,733
<b>小計</b>	<b>60,718</b>	<b>65,649</b>
利息及び配当金の受取額	586	317
利息の支払額	△23,308	△20,913
法人税等の支払額	△64,140	△57,524
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△26,143</b>	<b>△12,471</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△5,013	△26,529
固定資産の売却による収入	—	20,000
会員権の売却による収入	2,650	—
貸付けによる支出	△426	△726
貸付金の回収による収入	—	8,587
その他	2,383	3,669
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△405</b>	<b>5,000</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	100,000
長期借入金の返済による支出	△133,000	△133,000
自己株式の取得による支出	△418	△87
配当金の支払額	△61,629	△122
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△195,047</b>	<b>△33,209</b>
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△221,597	△40,680
現金及び現金同等物の期首残高	842,458	651,916
現金及び現金同等物の四半期末残高	620,861	611,236

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p> <p>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払費用の増減額(△は増加)」に含めていた「前払年金費用の増減額(△は増加)」は重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払費用の増減額(△は増加)」に含まれる「前払年金費用の増減額(△は増加)」は5,304千円であります。</p> <p>前第1四半期連結累計期間における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産除却損」は、当第1四半期連結累計期間において、金額的重要性が乏しくなったため、「固定資産除却損」に含めております。なお、当第1四半期連結累計期間の「固定資産除却損」に含まれている「無形固定資産除却損」は175千円であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 8,090,000千円</p> <p>※2 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。 当第1四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当第1四半期連結会計期間末借入未実行残高 300,000千円</p> <p>※3 当社は公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し平成22年6月9日、独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。 これにより、当第1四半期連結会計期間末において、当該課徴金相当額680,000千円を引当てており、流動負債「訴訟損失引当金」に計上しております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 8,000,981千円</p> <p>※2 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。 当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当連結会計年度末借入未実行残高 300,000千円</p> <p>—</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																								
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主なもの</p> <table> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>14,645千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>28,248千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>497,077千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>57,877千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>75,282千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>11,637千円</td></tr> </table> <p>※2 工事契約会計基準の適用に伴う影響額は、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)に基づき、平成21年4月1日時点で存在する工事を含めた工事契約について同会計基準を適用したことによる過年度の工事の進捗に見合う損失であります。 なお、過年度の工事の進捗に対応する売上高の額及び売上原価の額は、それぞれ212,166千円及び213,388千円であります。</p> <p>—</p>	貸倒引当金繰入額	14,645千円	賞与引当金繰入額	28,248千円	給料手当	497,077千円	退職給付費用	57,877千円	法定福利費	75,282千円	減価償却費	11,637千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主なもの</p> <table> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>6,081千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>8,352千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>424,989千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>57,491千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>64,560千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>15,509千円</td></tr> </table> <p>—</p> <p>※3 当社は公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し平成22年6月9日、独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、課徴金納付命令を受け、当該課徴金相当額680,000千円を計上しております。</p>	貸倒引当金繰入額	6,081千円	賞与引当金繰入額	8,352千円	給料手当	424,989千円	退職給付費用	57,491千円	法定福利費	64,560千円	減価償却費	15,509千円
貸倒引当金繰入額	14,645千円																								
賞与引当金繰入額	28,248千円																								
給料手当	497,077千円																								
退職給付費用	57,877千円																								
法定福利費	75,282千円																								
減価償却費	11,637千円																								
貸倒引当金繰入額	6,081千円																								
賞与引当金繰入額	8,352千円																								
給料手当	424,989千円																								
退職給付費用	57,491千円																								
法定福利費	64,560千円																								
減価償却費	15,509千円																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 620,861千円	現金及び預金 611,236千円
現金及び現金同等物 620,861千円	現金及び現金同等物 611,236千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,187,123
第1回優先株式(株)	2,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	34,258

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める「鋼製建具関連事業」の割合がいずれも90%を超えるため、記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えるため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

**【セグメント情報】**

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当社の報告セグメントは単一でありますので、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	698円40銭	1株当たり純資産額	865円23銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,598,754	5,458,587
普通株式に係る純資産額(千円)	3,598,754	4,458,587
差額の主な内訳(千円)		
第1回優先株式に係る資本金	1,000,000	1,000,000
普通株主に帰属しない剰余金の配当額	—	—
普通株式の発行済株式数(株)	5,187,123	5,187,123
普通株式の自己株式数(株)	34,258	34,084
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	5,152,865	5,153,039

## 2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △36円32銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額(△) △166円94銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(千円)	△187,191	△860,206
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△187,191	△860,206
普通株式の期中平均株式数(株)	5,154,315	5,152,930
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

※第1回優先株式の詳細については、第4 提出会社の状況 1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

東洋シャッター株式会社  
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 公認会計士 迫 田 清 己 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 國 分 博 史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月10日

東洋シャッター株式会社  
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 公認会計士 國 分 博 史 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小 畑 耕 一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成22年8月10日

**【会社名】** 東洋シャッター株式会社

**【英訳名】** TOYO SHUTTER CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 岡田敏夫

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 大阪府中央区南船場二丁目3番2号

**【縦覧に供する場所】** 東洋シャッター株式会社東京支店  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号  
(日本橋Kビル)  
東洋シャッター株式会社名古屋支店  
名古屋市中川区北江町二丁目12番地  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 岡田 敏夫は、当社の第56期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。